

2000年代以降の社会福祉専門職養成教育における 基盤的価値についての予備的考察 — 「実習報告書」の分析から —

The core values in social work education and professional training
since the 2000s

松 倉 真理子

Mariko MATSUKURA

社会科教育ユニット

(令和2年9月30日受付, 令和2年12月10日受理)

本論は, 2000年代以降の社会福祉専門職養成教育に際し, 大学や社会福祉現場において重要視される概念は何かについて, 学生の綴った実習報告書タイトルから頻度の高いキーワードを抽出することによって把握・分析することを目的とする。

1 はじめに

日本における社会福祉専門職(ソーシャルワーカー)の養成は, 1987年の国家資格化やその後, 何度かの養成課程のカリキュラム改正を経て, 現在に至っている。戦後, 例えば「対象者→利用者」「精神薄弱者→知的障害者」「痴呆症→認知症」などの用語が変化してきたことから窺われるように, 社会福祉の理念や人間観をめぐる様々な議論が, 法改正をも伴いながら重ねられてきた。特に2000年前後から, 「社会福祉基礎構造改革」, 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」, 「ソーシャルワークのグローバル定義」など国内外において社会福祉の根幹に関わるような大きな議論が続いている。大学などにおけるソーシャルワーカー養成教育は, こうした国の政策や社会状況による影響を常に受けてきた。しかし一方で, 養成段階でこそ社会福祉学が志向する社会福祉の「基盤的な価値」を学生に対してどのように掲げていくべきかについて自律的に問うべきではないだろうか。

小論では, 社会福祉専門職養成教育が標榜する社会福祉の「基盤的な価値」について考察するための準備として, 特に2000年代以降の社会福祉専門職養成に際し, 大学や社会福祉現場において

重要視される概念は何か, その現状を把握・分析することを目的とする。一例として, 福岡教育大学の社会福祉士養成課程¹が作成してきた「実習報告書」のタイトルから出現頻度の高いキーワードを抽出することによって浮かび上がる, 学生がとらえるソーシャルワーカー像や利用者観のリアルについて検討したい。

2 社会福祉専門職養成をめぐる社会的背景

以下では, 国家資格および養成カリキュラムをめぐる状況, 用語や呼称の変更, 社会福祉を取り巻く内外の動向から, 社会福祉専門職(ソーシャルワーカー)の養成をめぐる社会的な背景について簡単に整理する。

① 国家資格・養成カリキュラムをめぐる状況

ソーシャルワーカーが国家資格となったのは, 1987年成立の「社会福祉士及び介護福祉士法」によるものである。「社会福祉士」という名称が独占的に与えられ, 以後, 社会福祉専門職を広義にはソーシャルワーカー, 狭義には有資格者である社

¹ 大学の改組により, 現在では社会福祉士養成課程は廃止され, 新入生の募集を行っていない。

会福祉士と呼称する場合が増えた。さらに、2007年に「社会福祉士及び介護福祉士法」改正が行われ、相談援助の定義規定や義務規定の見直し、資格取得方法、社会福祉士の任用・活用すなわち人材の確保・資質の向上が強調されている。

これを受けて、厚生労働省が指定する、大学などにおける養成機関において2009年度から新カリキュラムが適用され、従来科目名に長く用いられてきた「社会福祉援助技術」²は「相談援助」と言い換えられるとともに、ソーシャルワーカーが担うべき役割としてクライアントの「自立支援」を促す技術や、地域の「ネットワーク形成」の力量が重視されるようになった。さらに2021年度以降の新・新カリキュラムでは、ソーシャルワーカーは「地域共生社会」の中核と位置づけられ、地域社会の担い手づくり（人材育成）にも目を向けた養成が期待されている。

②用語や呼称の変更

世紀転換期の静かで、しかし大きな変化として挙げられるのは、社会福祉現場で日常的に使う用語や呼称の変更ではないだろうか。1990年代頃まで実習指導や実習記録などで用いてきた、ソーシャルワーカーに関わる相手を表す「対象者」という呼称は、2000年代以降では「利用者」と呼ぶことが完全に定着した³。また、伝統的には「処遇」「指導」と言ってきた、「相手に関わること」を指すことばは、「援助」さらには「支援」に改めることが現代のソーシャルワークの立場とされる。法律用語においても「精神薄弱者」は「知的障害者」に、「痴呆症」は「認知症」に、「特殊教育」が「特別支援教育」と名称変更するなど、多くの「ことば」が変化を続けている。これは、ただ単に「呼称」が表面的に変更されたということの意味しない。新しいことばの流通によって、利用者に割り当てられてきたイメージに変化をもたらしつつあると思われる。

例えば、あくまでもソーシャルワーカーが一方的に関わる対象であり客体としてとらえてきた

² 社会福祉援助技術を、social work(ソーシャルワーク)の完全な訳語とする立場と、ソーシャルワークに包含される(訳語としては一致しない)とする立場など解釈が分かれてきたが、ここでは養成カリキュラムの中での科目名の一つとしてあえて大雑把にとらえたい。

³ または「クライアント」(依頼者)という呼称もある。ただし、家族療法などを取り入れたソーシャルワークの理論モデルやアプローチなどでは早くから「クライアント」が用いられてきた。

「対象者」は、「利用者」と呼ばれるようになった瞬間に主客が逆転する。「利用する主体」と相手と呼ぶ以上、ソーシャルワーカーは自らを「利用される客体」と認識し直さざるを得なくなる。さらには、「相手と関わる」立ち位置も、「処遇」「指導」ということばのもとでとってきた「パートナーリズム」によって「先導する」態度はなりをひそめ、「支援」ということばの響きにおいて「パートナー」として「伴走」する「対等な関わり」が強く意識されるようになっていく。また、どちらかというネガティブで、言外に「普通」「健常」「一般」から区別・排除する文脈が織り込まれた法律用語としての呼称が変わることで世の中の偏見のまなざしや本人・家族のスティグマ感が少なからず和らいだ面があるのではないだろうか。以前は、自分の親が「痴呆」であることを口外することはおろか認めることにすら抵抗を感じる家族が多かったが、今となっては「認知症の親の介護」はある世代以上の誰もが抱える「共通の悩み」となり、もはや他人事ではなくなった。介護サービスを利用することに罪悪感やためらいを覚えるという人も少なくなってきた。

③社会福祉を取り巻く内外の動向

一方で、こうした用語の変化の流れと相まって、社会福祉の仕組みが大きく動いたきっかけの一つに、1998年の「社会福祉基礎構造改革(中間まとめ)」が挙げられる。一連の改革の嚆矢として2000年から介護保険制度がスタートした。これまで公費による「措置」を原則としてきた社会福祉の運営が、「契約」へと転換することにより民間事業者にも門戸が開かることになった。社会福祉法(2000年)、障害者総合支援法(2013年)などにより、「受益者負担」という概念が広まり、実際にサービスを契約し利用する文字通りの「利用者」は、場面によっては「消費者」「お客様」として扱われる。

また、ソーシャルワーカーが世界的につながろうとする機運も高まっている。2000年国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)⁴で採択された「ソーシャルワークの定義」は、各国のソーシャルワーク研究の代表者がカナダ・モントリオールに集まり、国家体制の違いを超えて、すべてのソーシャルワーカーに共通する普遍的専門的実践について合意したものである。これを受けて、2005年に

⁴ International Federation of Social Workers の略。

日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）⁵において新しい「ソーシャルワーカーの倫理綱領」が採択された。さらに、2014年には、オーストラリア・メルボルンで新しいソーシャルワークの定義の共有が試みられた。先進国と途上国、西洋と東洋、キリスト教的価値と非キリスト教的価値などさまざまな違いから生じる葛藤や多様性への配慮の在り方を議論の中で衝突させながらも、人間社会に共通する最低限必要なものとしての「ソーシャルワークのグローバル定義」が発表されるに至っている。この「グローバル定義」を受け、JFSWによって新しい「倫理綱領」が今年（2020年）提示されたところであり、養成現場において早速取り入れられることが見込まれる。

このように、ソーシャルワークの専門職養成は、国内外における社会福祉の理念や運営体制の根幹に関わる大きな議論が続くなかで行われてきた。

3 福岡教育大学「実習報告書」の分析

翻って、社会福祉教育の現実として大学や社会福祉現場がソーシャルワークを学ぶ学生に重要な概念として伝えていること、あるいは、学生自身が学び習得した（と認識している）ことは何だろうか。ここでは、その個別具体例として福岡教育大学の社会福祉士養成課程が作成してきた『実習報告集』に収録された「実習報告書」を対象として調査した。福岡教育大学では、実習の動機や関心を自問し、学生が自ら実習先の選定や開発に動き、受け入れの承諾を取り付けるところから実習を始めてきた。そして各自が獲得した受け入れ先での実習を終えた後、スーパービジョンやプレゼンテーションを経たうえで何度も書き直して仕上げる「実習報告書」を一連の「学びの集大成」と位置付けている。したがって、「実習報告書」でとりあげられたテーマは、その学生にとって、深く刻まれたこと、理解できたこと、学んだこととみなすことが可能と考える。

①分析の方法

そこで、福岡教育大学の2001～2017年度の「実習報告書」（17年間でのべ件数合計862件）

⁵ 英名はJapanese Federation of Social Workers。公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、公益社団法人日本医療社会福祉協会、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会が加盟する、日本のソーシャルワーク専門職団体。

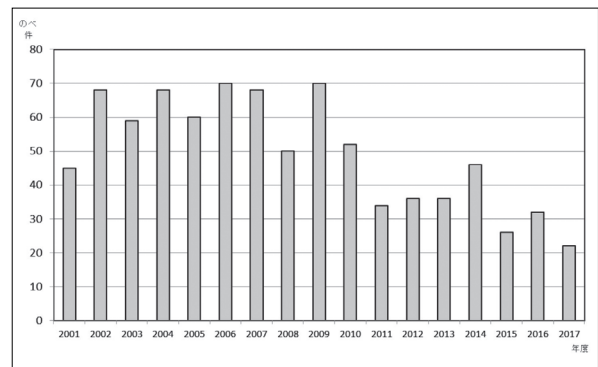


図1 実習報告のタイトル件数

の報告タイトルから全体の傾向を把握、分析することを試みたい。手順としてまず全てのタイトルをエクセルデータとしてリスト化する作業を行った。そこでタイトルに含まれるキーワードを切片化して抽出する⁶。そのキーワードに見出しを付けてグループ分けし、項目化することから出現頻度の高いものを洗い出した。その際、類似するキーワードは同じ項目にまとめることとした⁷。この作業を繰り返すことで、2000年以降の社会福祉専門職養成の教育や実践の現場で重視されている概念や専門職としてのアイデンティティ、人間観などについての現状を概観する。

なお、データの扱いに関しては、福岡教育大学「大学紀要掲載予定論文についての自己点検（別紙3）」に従い、個人が特定されないよう配慮している。

②結果

調査の結果を図表を用いて以下に示す。

i) 実習報告のタイトル件数の推移

まず、実習報告書にまとめられた報告タイトルののべ件数を示す（図1）。多い時で70件ほどと

⁶ 当該施設の県内設置数や受け入れ条件などにより、年度によって、実習先の種別（対象領域）に大きな偏りがある（社会福祉協議会、高齢者関係施設での実習は常に多い一方、行政機関、医療機関などは多寡に波がある）ため、今回の集計ではあえて実習先種別や対象区分別にはカテゴライズせずに、社会福祉専門職養成に共通するソーシャルワークの基盤に関するキーワードを抽出した。たとえば、「住民」「子ども」「高齢者」「障害者」などはすべて「利用者」として扱った。

⁷ 例えば、「利用者の主体性」「利用者主体」「利用者本位」「主役」などは「利用者本位/利用者主体」に、「個別性」「個性」「一人ひとり」などは「個別性」などのように、本文の内容も踏まえて著者の判断で類似するキーワードを一まとめの項目とした。

表1 「実習報告書」タイトルの類型化と内容

小項目	タイトル
利用者本位/利用者主体(31)	住民の主体性を尊重した支援のあり方, 利用者本位の福祉, 利用者主体の難しさ, 利用者主体の援助, 利用者主体の本当の意味, 「利用者本位」の支援とは, 利用者主体の援助とは, 地域の繋がり利用者主体の援助, 真の利用者主体, 住民主体のネットワークづくり, 住民が主体となる地域づくり, 住民の主体性と支援の役割, 住民主体の地域づくり, 「利用者本位」の意味, 住民主体の根底にあるもの, 「住民主体のまちづくり」とは, 地域の主役は地域住民, 住民同士のつながりのもと成り立つ住民主体, 「住民主体」と「住民任せ」, 住民主体の本質とは, 住民主体の地域福祉, 真の「住民主体の地域福祉」とは, 医療現場における利用者本位の支援, 住民の主体性を引き出すために, 住民主体とは, 住民主体の地域づくり, 利用者本位の援助とは, 住民主体のための福祉教育とは, 地域特性に合わせた主体性の引き出し方, 個別化と利用者本位
理解するとは(27)	「障がい」を理解するために, 子どもたちを理解すること, 社協と利用者の理解, 理解すること, 理解と援助, 会話のできない利用者の理解と介護, 理解と価値観, 愛情表現, 理解, 支え, 障がい者理解することの重要性, 利用者理解すること, 「理解する」ということ, まず自分が利用者を理解しようと努めること, 子どもを理解するための様々な視点, 利用者の客観的理解, 「利用者理解」の多様性, 利用者の主訴, 理解からつながること, 利用者理解の重要性, 利用者理解について, 生活上の困難としての「障害」を理解する, 利用者理解の重要性, 利用者理解と受容, 子どもを理解するために必要なこと, 利用者理解と支援者の資質, 利用者を理解し続けようとする姿勢, 利用者の個性を理解すること, ソーシャルワーカーの利用者理解とは, 住民の不安や立場の理解
自立支援(26)	信頼関係と自立支援, 『自立する』ということ, 自立支援の根源, 高齢者の自立とは何か, 自立支援, 老いを見つめて, 自立すること, 「自立」について, 施設利用者の自立, 高齢者の自立, 「ニーズ」と「自立」, 支えあいの中で自立を目指す, 個別支援と自立支援, 知的障害者の自立を目指して, 「その人らしさ」としての「自立」, 生活保護受給者の自立とは, 自立支援と地域や社会への呼びかけ, 障害者の「自立」とは, 社会的自立に向けて, 利用者の自立支援とは, 日常の中にある自立支援, 「生活介護」・「就労支援」と「自立」の関連性, その人らしさと自立支援, 日常生活の中での子育てへの自立支援, 対人関係から自立を考える, 自立を支えるチームプレー, 個々の子どもにあった自立支援
利用者と関わることの意味(22)	児童との関わりの中で学んだこと, 人と関わるために必要なこと, 子どもへの関わりと支援者としてのあり方, 重症児(者)との関わりを通して感じたこと, 関わりの中からの気づき, 利用者とのかわりの中で, 利用者さんとの関わりの中で学んだこと, 子どもと関わるということ, 知的障害者とのかわり, 「現場」での関わり, 「人」と「人」の関わり, 子どもとかわること, 援助者として子どもと関わるということ, 利用者との関わり合い, 利用者との関わり方, 社会的養護に必要な子どもに関わるということ, 自尊心を育てる関わり, 「一人の大人」として関わる, 一人の人間としての関わり, 住民の生活と意識を尊重した関わり, 人の心に寄り添う関わり合い
つながり・ネットワーク(21)	人とのつながり, 地域ネットワークの大切さ, 横のつながり, 人と人との繋がり, 地域ネットワークの重要性, 人と人との繋がりから生まれるもの, 「人とのつながり」という力, 地域の人々とのつながり, 高齢者の生活を支える人とのつながり, 住民の福祉意識とネットワーク, 利用者と家族, 施設と地域の「つながり」, つながりづくり, 地域との繋がり支援, 住民のつながりを発展させる福祉教育の在り方, 人と人とのつながり, 子育て世帯のつながりの構築の重要性, 縦のつながりを通して, 利用者の尊厳と地域とのつながり, 地域の繋がり利用者主体の援助, 住民主体のネットワークづくり, 住民同士のつながりのもと成り立つ住民主体
信頼関係(18)	施設と地域の信頼関係, 施設実習を終えて～信頼関係の築き方～, 信頼関係を築く大切さ, 根底に不可欠な「信頼関係」, 信頼関係を生み出す力, 信頼関係を築くために, 信頼関係の根底にあるもの, 信頼関係に基づく指導, 社会福祉の観点からの信頼関係, 信頼関係の築き方, 信頼関係を築く上で大切なこと, 利用者との信頼関係の構築, 一時保護所で育まれる信頼関係, 医療ソーシャルワーク援助における「信頼関係」の持つ意味, 地域との信頼で成り立つ社協, 信頼関係が生み出すもの, 子どもと職員の信頼関係がもたらすもの, 信頼関係と自立支援
その人らしさ(17)	その人らしさを踏まえるQOL向上の支援, その人らしさを支える自己決定, その人らしい支援における社会福祉士の役割, その人, その地域での「できる」を尊重するために, 個性を知る大切さ, その人らしさを支えるケア, 「その人らしさ」の実現, 段階に応じたその人らしさの支援, その人らしい地域生活を支えるために, その人ならではの個別的な支援, その人らしさを大切にしたい支援, その人らしさとは何か, その人らしさを支える支援を展開するために, 人となりに合った支援, 認知症高齢者のその人らしさを支える, 「その人らしさ」としての「自立」, その人らしさと自立支援
個性(17)	利用者個々のQOL, 「一人の大人」として関わる, 個別化と利用者本位, 利用者の個性を理解すること, 一人ひとりに合った援助, 一人ひとりの価値観, 一人ひとりにあったコミュニケーションの重要性, 一人ひとりの「福祉」, 一人一人の生きがい, 「支援」の個性, 個性を大事にした支援, 一人ひとりの「在宅生活」を支える第二の居場所, 集団の中の個別ケア, 1人1人の強みを生かした支援の展開, 「個別化」の原則に則ったケアを行うには何が必要か, 一人の人間としての関わり, 個別支援と自立支援
寄り添う(17)	人に心に寄り添う関わり合い, 利用者へ寄り添う, 心に寄り添うこと, 利用者の思いに寄り添った援助, 患者の生活や気持ちに寄り添う医療ソーシャルワーク, 利用者へ寄り添う援助とは, 利用者へ寄り添うこと, 「適切な距離」と「寄り添う姿勢」, 利用者の思いに寄り添った援助, 寄り添う姿勢と想像力, 真に寄り添う支援を実現するために大切なこと, 「本当の」利用者へ寄り添うために, 寄り添う支援について, クライアントに「寄り添う」ソーシャルワーク, 利用者へ寄り添う支援とは, 子どもに寄り添った支援を, 利用者へ「よりそう」とは
ソーシャルワーカー・社会福祉士(12)	権利擁護のためにソーシャルワーカーがすべきこと, ソーシャルワーカーの利用者理解とは, 医療ソーシャルワーカーの役割, ソーシャルワーカーの役割とは, 「働く」ことへのソーシャルワーカーとしての支援, 福祉教育を担う社会福祉士の役割とは, 社会福祉士の役割, 社会福祉士が果たすべき代弁機能, 病院における社会福祉士の役割とは, 介護老人保健施設における社会福祉士のあるべき姿, その人らしい支援における社会福祉士の役割, 利用者の尊重に伴う社会福祉士の役割
利用者の立場にたつ支援(11)	住民の不安や立場の理解, 相手の立場に立つ大切さ, 相手の立場に立つ大切さ, 利用者の立場で, 利用者の立場に立つということ, 相手の立場に立つということ, 相手の立場に立つ支援, 利用者の目線に立った援助とは, 利用者の立場に立つことを, 相手の立場に立った支援とは, 相手の立場で考えるということ
QOL(10)	利用者の自己実現に向けた支援, 利用者のQOLを高めるために, QOL向上のための取り組み, QOLを高めるケア, 自己実現と居場所づくり, 利用者のQOL向上のための取り組み, 自己実現を支援すること, 生活の質を豊かにする, 利用者個々のQOL, その人らしさを踏まえるQOL向上の支援
ストレングス(6)	問題行動の肯定面に気づくこと, スtrenグスの視点に立つ, 「気づき」や「自己肯定感」を引き出す声かけ, スtrenグスを見つけるための姿勢とその意義, スtrenグスを引き出す支援, スtrenグス視点の重要性
多職種連携(6)	支援と連携の学び, 機関・施設間の連携を見て, 連携の上で成り立つ福祉, 「連携」の重要性, 連携の重要性, 社会福祉協議会と地域住民の連携
自己決定・意思の尊重(5)	認知症ケアにおける「自己決定」と「配慮」, その人らしさを支える自己決定, 患者の自己決定を尊重するために, 利用者の意思を尊重する, 利用者の意思を尊重すること
利用者の尊厳(5)	利用者の尊厳と地域とのつながり, 生きがい支援から見てくる人間の尊厳, 利用者さんの尊厳を守る介護とは, 介護と尊厳, 尊厳を保った支援
権利擁護(4)	権利擁護事業の重要性, 真の意味での権利擁護, 施設における権利擁護とは, 権利擁護のためにソーシャルワーカーがすべきこと

なっているが、2009年度を境に減少に転じている。大学の方針で専攻の定員を減らしたことや、社会経済情勢の影響を受けたことなどが背景にあると思われる。

ii) 「実習報告書」タイトルの類型化 (小項目)

次に、すべてのタイトルを対象に小項目化したリストを示す(表1)。これらの抽出されたキーワードを小項目にして頻出度を整理した(図2)。「利用者本位/利用者主体」「理解するとは」「自立支援」「利用者と関わることの意味」「つながり・ネットワーク」が顕著に出現し、「信頼関係」「その人らしさ」「個別性」「寄り添う」などもよく見られた。

iii) キーワードごとの頻出度の経年変化

ii) で最も顕著であった「利用者本位/利用者主体」(31件)に着目してみたい(図3)。2005年度まではタイトルとして全く用いられなかった概念であるにもかかわらず、以後は毎年必ず意識されており、経年による頻出度の変化がみられる

ことが分かる。同様の傾向は、他のいくつかのキーワードにも見られた。例えば、必ずしも専門用語ではなくある種の「言い回し」とも言うべき、「その人らしさ」(17件)(図4)については、2009年までタイトルに挙げるべきことばとして採用されていなかったが、2010年ごろから教育や実践現場で広がってきた様子が窺われる。「ソーシャルワーカー/社会福祉士」(12件)(図5)については、そもそも社会福祉士実習という名目での実習を行っていることと言えば、ことば自体は大いに流通していたはずであるが、本文の内容を確認すると、専門職としての役割や責務について考察するものが増えている。

一方で、「自立支援」(26件)についてはどうだろうか。特にリーマンショック以降、一般社会においても「自立」「自己責任」という概念が強調されている印象だが、年度による多寡はありつつも、経年による増加や減少の傾向があるとは言いにくい(図6)。「自立支援」は、この20年間

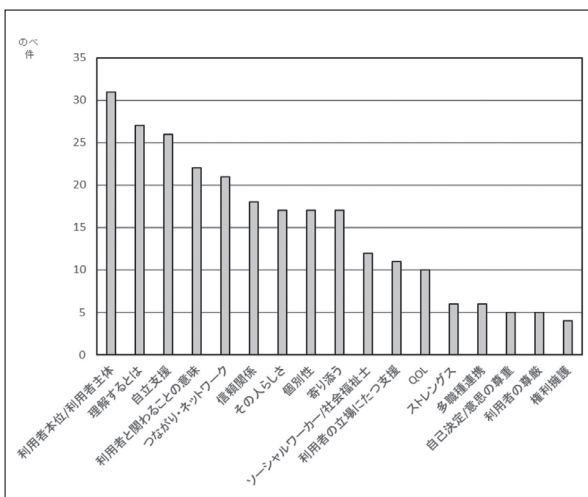


図2 「実習報告書」タイトルの類型化 (小項目)

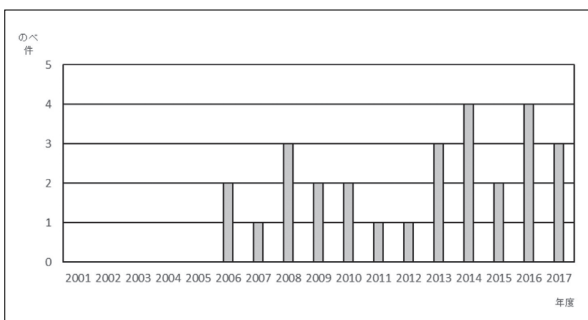


図3 「利用者本位/利用者主体」のタイトル数

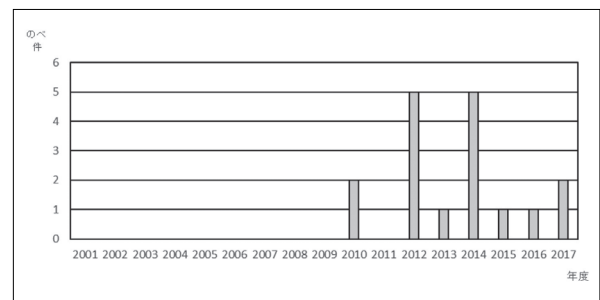


図4 「その人らしさ」のタイトル数

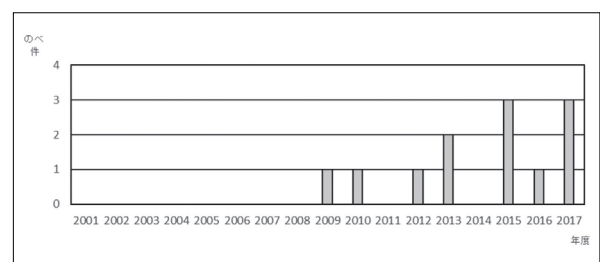


図5 「ソーシャルワーカー/社会福祉士」のタイトル数

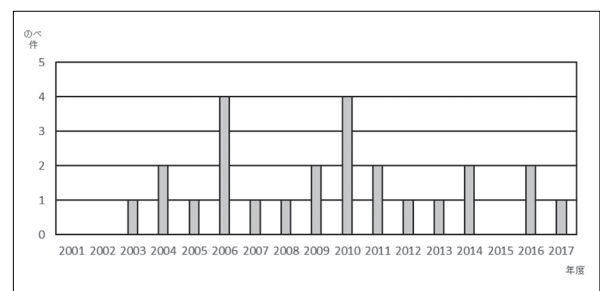


図6 「自立支援」のタイトル数

ソーシャルワークの現場において絶えず語られてきたことばであることが推察される。

iv) 「実習報告書」タイトルの類型化 (中項目)

次に、頻出したキーワードをさらに「中項目化」し、まとめられるものをグループ化した (表2)。

その結果、「利用者の個別性の理解」「利用者本位の支援/擁護」「対等・信頼などの専門的援助関係」「専門職の役割」「住民主体の地域づくり」の5つにくくられた。その頻出度を図に示す (図7)。「利用者の個別性の理解」「利用者本位の支援/擁護」「対等・信頼などの専門的援助関係」は、さらに「大項目化」すると「利用者との関わり」として集約されるものと言える。ここから浮かび上がるのは、現場の利用者との直接的な関わり経験が、学生にとっての実習での学びの成果として意味づけられるケースが多いということである。

大項目	中項目	小項目
利用者に関するもの(223)	利用者の個別性の理解(77)	理解するとは(27)
		その人らしさ(17)
		個別性(17)
		QOL(10)
		ストレス(6)
	利用者本位の支援/擁護(71)	利用者本位/利用者主体(31)
		自立支援(26)
		自己決定/意思の尊重(5)
		利用者の尊厳(5)
		権利擁護(4)
対等・信頼などの専門的援助関係(68)	利用者に関わることの意味(22)	
	信頼関係(18)	
	寄り添(17)	
	利用者の立場にたつ支援(11)	
	ソーシャルワーカー/社会福祉士(12)	
実践現場と専門職に関するもの(18)	専門職の役割(18)	多職種連携(6)
地域・社会に関するもの(21)	住民主体の地域づくり(21)	つながり・ネットワーク(21)

表2 「実習報告書」タイトルの類型化

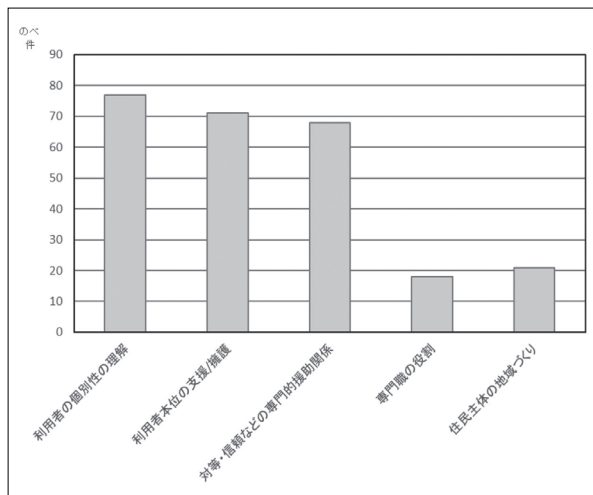


図7 「実習報告書」タイトルの類型化 (中項目)

③考察

上で見てきた「実習報告書」の調査結果から、養成担当者、現場指導者、実習生に重要と認識される概念について、その傾向を把握し分析したい。

i) 「利用者との直接的なかわり」に関連付けられる概念

専門用語が必ずしも定着していない大学生の選択する「ことば」は、自由、多様、多岐に渡り、厳密な類型化は容易ではなかった。項目から漏れたことばも多々あることを断っておきたい⁸。そうした制約の中でも確かに意識されていた概念(小項目)としては、「利用者本位/利用者主体」「理解するとは」「自立支援」「利用者に関わることの意味」「つながり・ネットワーク」「信頼関係」「その人らしさ」「個別性」「寄り添う」「ソーシャルワーカー/社会福祉士」「利用者の立場にたつ支援」「QOL」「ストレス」「多職種連携」「自己決定/意思の尊重」「権利擁護」などである。そして、全体の傾向として、17年間のうち前半よりは後半にこうした概念が広く共有されていた。なかでも、「利用者本位」「その人らしさ」「ソーシャルワーカー/社会福祉士」は、初期のころは全く用いられず、中期以降に頻出するようになってきている。これらの概念は、1998年社会福祉基礎構造改革(中間まとめ)や2009年度のカリキュラム改正において示された内容とも関連が深く、徐々に各種講義内容や現場実践に浸透し学生にも繰り返し伝えられるようになったと推察できる。

これらはさらに、中項目「利用者の個別性の理解」(77件)、「利用者本位の支援/擁護」(71件)、「対等・信頼などの専門的援助関係」(68件)、「専門職の役割」(18件)「住民主体の地域づくり」(21件)に集約される。この結果からは、専門職養成の現状として、実習中に「利用者に直接的に関わる」ことによってこそ自らの学びを深められたと多くの学生が認識していると分析できる。生身の利用者として出会い、何らかの人間関係が始まるのが、学生にとっては実習を実習なら

⁸ 理論と実践をつなげる教育の難しさでもある。この点については、別の機会に省察したい。なお、全体として、初期のころは「実習を終えて」など内容が曖昧なタイトルが多かったが、中期以降(2006年ころ)テーマが明確化してきたことは、指導体制を改善・強化したことが反映されたものととらえられるかもしれない。

しめている。ただし、逆に言うと、利用者との直接的な関わり（マイクロレベルでのソーシャルワーク）の学びに比して、地域の課題や社会政策の現実といったマクロやメゾレベルでのソーシャルワークや、ソーシャルワーカーの専門職としての在り方といったメタレベルでの学びを学部段階で深めることは難しいという傾向があると分析する。

ii) 「ソーシャルワークの基盤的価値と人間観」に関連付けられる概念

ところで、小項目、中項目を含めて、教育や実践現場、そして学生に共有されるこれらの概念は、何によって裏打ちされるものであろうか。

その一つとして想起されるのは、「バイステックの原則⁹」ではないだろうか。「信頼関係を構築する」ための原則として、この時期に出版されていた各種テキストでは必ず説かれていた¹⁰。個別性、理解、寄り添う、利用者の立場、自己決定は、まさにバイステックが説く「個別化の原則」「受容の原則」「意図的な感情表出の原則」「非審判的態度の原則」「自己決定の原則」に重なるものといえる。

さらに、2000年のIFSW「ソーシャルワークの定義」に沿って2005年国内で更新された「ソーシャルワーカーの倫理綱領」に掲げられた、「利用者との関係」「利用者の利益の最優先」「受容」「利用者の自己決定の尊重」「利用者の意思決定能力への対応」「他の専門職等との連携・協力」「専門職の啓発」などは、時期的に重なっていることもあり、報告書のタイトルや本文の内容に色濃く反映されている。

例えば、報告書の内容に、たまたま地方選挙の期間中に重度認知症高齢者の入所施設での実習が重なったため、施設内投票所を設け、認知症で寝たきりの人、手が震える人に職員総がかりで期日前投票に付き添う経験を通して、「利用者の自己決定の尊重」や「社会参加への支援」について学

んだというものがあつた。また別の報告では、地域包括支援センターで出会った、息子に介護される高齢女性について記されている。息子だけではケアが行き届かずQOLが著しく劣悪で不快な状態であると自ら認識しているにもかかわらず、何度ソーシャルワーカーが環境改善の意向について問うても「息子に聞いてください」「私にはわからない」と繰り返されるばかりの場面に遭遇したことから、「クライアント主体」で「利用者の意思決定能力への対応」を行うことの難しさに直面したと綴られていた。

実際の現場において名もなき日常の業務や利用者とのやりとりを書き留めたバラバラの知識や実習経験を学生自身が言語化する際に、手がかりとして想起され、立ち戻る場所となっているのは、「バイステックの原則」や「ソーシャルワーカーの倫理綱領」などに示される、「ソーシャルワークの基盤的価値と人間観」であることが窺える。もっとも、これを「社会福祉の基盤的価値」との関係で整理するには、さらに稿を改める必要がある。

4 おわりに

2000年代以降の「実習報告書」タイトルのデータ化をとおして、近年の学生たちがソーシャルワーカー養成において習得したものと浮かび上がるのは、①「利用者本位」、「信頼関係」、「寄り添う」などの概念に基づいた「利用者と対等な立場で支援するソーシャルワーカー像」、②「利用者の個別性」、「その人らしさ」、「尊厳」、「利用者理解」などの概念に依って立つ「固有の人格と尊重されるべき人権をもった存在としての利用者観」、③「ストレングス」、「自立支援」、「自己決定」などの概念から導かれる「パターンリズムの否定と自立の助長を土台とした支援モデル」ではないだろうか。これらからは、2000年以前にはまだ残存していた「伝統的価値」を払拭した、新しいソーシャルワーカー像や利用者観を身につけた若い世代が確かに育ってきていることが見て取れる。

付記

本研究は、科学研究費助成事業基盤研究(C)(一般)「社会福祉実践の人間観：ガントレット恒子における「社会の公民」の論理」(18K02148)における研究の途中経過の一部である。

⁹ バイステック(Biestek, Felix Paul)が1957年に『ケースワークの原則』(*The casework relationship*)のなかで示した、ソーシャルワーカー(社会福祉士)と利用者とのかわりにおける7つの原則(Biestek 1957 = 2006)。

¹⁰ 大島ほか(1999)、岡本民夫ほか(2002)、山辺朗子(2003)、副田(2005)、空閑浩人(2009)、社会福祉士養成講座編集委員会(2009)、北島ほか(2010)など。最近出版されるテキストでは扱いが縮小される傾向にある。

参考文献一覧

- Biestek, F.P. (1957) *The casework relationship*, Loyola University Press (= 2006, 尾崎新ほか訳『ケースワークの原則: 援助関係を形成する技法』誠信書房)
- 福岡教育大学福祉社会教育コース『『社会福祉援助技術現場実習』実習報告集』(2001-2017) 福岡教育大学福祉社会教育コース
- 北島英治ほか (2010) 『ソーシャルワーク実践の基礎理論改訂版〈社会福祉基礎シリーズ②〉』有斐閣
- 国際ソーシャルワーカー連盟ホームページ(2014)「ソーシャルワークのグローバルな定義」<https://www.ifsw.org/what-is-social-work/global-definition-of-social-work/> (2020年9月20日取得)
- 国際ソーシャルワーカー連盟ホームページ(2018)「倫理原則のグローバルソーシャルワークステートメント」<https://www.ifsw.org/global-social-work-statement-of-ethical-principles/> (2020年9月20日取得)
- 空閑浩人 (2009) 『ソーシャルワーク入門: 相談援助の基盤と専門職』ミネルヴァ書房
- 厚生労働省ホームページ (1998)「基礎構造改革について(中間まとめ)」<https://www.mhlw.go.jp/www1/houdou/1006/h0617-1.html> (2020年9月20日取得)
- 厚生労働省ホームページ (2007)「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei01.pdf> (2020年9月20日取得)
- 厚生労働省社会保障審議会 (2017年2月7日) 第9回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 議事録「地域共生社会の実現に求められるソーシャルワーク～ソーシャルワークの機能を果たす社会福祉士～」https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150802.pdf (2020年9月20日取得)
- 厚生労働省 (2019)「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index_00012.html (2020年9月20日取得)
- 日本ソーシャルワーカー連盟ホームページ(2005)「ソーシャルワーカーの倫理綱領」<http://www.japsw.or.jp/syokai/rinri/sw.html> (2020年9月20日取得)
- 日本ソーシャルワーカー連盟ホームページ(2016)「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」https://www.ifsw.org/wp-content/uploads/ifsw-cdn/assets/ifsw_64633-3.pdf (2020年9月20日取得)
- 日本ソーシャルワーカー連盟ホームページ(2020)「ソーシャルワーカーの倫理綱領」<http://www.japsw.or.jp/syokai/rinri/sw.html> (2020年9月20日取得)
- 大島侑ほか (1999) 『シリーズ・はじめて学ぶ社会福祉②社会福祉援助技術論』ミネルヴァ書房
- 岡本民夫ほか (2002) 『社会福祉士養成テキストブック1 社会福祉原論』ミネルヴァ書房
- 社会福祉士養成講座編集委員会 (2009) 『新社会福祉士養成講座7 相談援助の理論と方法I 第2版』中央法規
- 『新版・社会福祉学習双書』編集委員会 (2003) 『新版・社会福祉学習双書2003〈第8巻〉社会福祉援助技術論』全国社会福祉協議会
- 副田あけみ (2005) 『社会福祉専門職ライブラリー〈社会福祉士編〉社会福祉援助技術論ージェネラリスト・アプローチの視点から』誠信書房
- 杉本敏夫ほか (2008) 『改訂 新しいソーシャルワーカー-社会福祉援助技術入門』中央法規出版
- 山辺朗子 (2003) 『ワークブック社会福祉援助技術演習2 個人とのソーシャルワーク』ミネルヴァ書房